

市営住宅入居者を募集します《空家募集》

団地名・所在地	募集戸数	建築年度	構 造	アンテナ	照明	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地 木造桜木8-2	2戸	平成26 令和3	木造平屋4連戸 2LDK	○	○	下水道	21,000～ 43,700
森田第2若緑団地 森田町上相野若緑50	3戸	平成17 ～20	木造平屋2連戸 3LDK	○	○	浄化槽	23,900～ 47,900
つきみの団地 森田町森田月見野300-2	2戸	平成13 平成14	木造平屋1戸建て 2LDK	×	×	浄化槽	20,200～ 40,400
かしわ団地 柏桑野木田幾世24-7	2戸	平成16 平成19	木造平屋1戸建て 2LDK	○	×	下水道	22,000～ 43,600
岩木団地 柏上古川房田152-1	1戸	平成11	木造2階2連戸 2LDK	○	×	共同 浄化槽	20,400～ 40,100
下古川団地 柏下古川鶴山83-2	3戸	昭和62	木造平屋1戸建て 3DK	×	×	下水道	13,500～ 26,400
宮川団地 稲垣町豊川宮川144-1	2戸	平成元	木造2階1戸建て 2LDK	○	×	下水道	17,100～ 33,700

※上記全ての住宅に浴室・浴槽・給湯器・灯油タンクあり。

募集期間	8月19日(火)～8月26日(火) 8時30分～17時(閉庁日を除く) 入居は9月中を予定しています。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること（障害者手帳をお持ちの方、満60歳以上の高齢者または1LDKの住宅に入居を希望する者は単身での申し込み可）②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること（一般・単身世帯は月額15万8千円以下、裁量世帯※）は月額21万4千円以下、特公賃は月額15万8千円以上48万7千円以下）③市税の滞納がないこと④住宅に困窮していることが明らかなこと⑤独立して生計を営んでいること（離婚を前提とした申込みはできません）⑥暴力団員でないこと（同居予定者を含む） ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、愛護手帳（A・B）の交付を受けている世帯
必要な書類等	①入居希望申請書（用紙は市役所建築住宅課窓口に設置。ホームページからダウンロードもできます。）②マイナンバーカードまたは通知カード（入居希望者全員分）③住民票（つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要）④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書⑤入居者および同居予定者の所得証明書（つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要）⑥運転免許証等の本人確認書類（窓口に来られる方）⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によっては、その他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3カ月分の敷金と連帯保証人2人（税滞納のない方で所得のある方）が必要となります。
そ の 他	市営住宅では、いかなる理由があっても犬、猫、鳥などのペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。（アレルギー、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となるため）

【問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111（内線382、383、386）

定額減税しきれないと見込まれた方等への追加の給付金(調整給付金(不足額給付))のご案内

「調整給付金(不足額給付)」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

1. 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

◆参考例◆

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

2. 給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給。ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者の方は3万円

- ・令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方
(≒本人として定額減税対象外)
- ・税制度上「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額が48万円超の方(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
(注)昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

給付金の支給手続き

- ・対象者の方には、税務課から給付内容や確認事項が書かれた確認書等をお届けします。



定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索



※支給対象者に該当するか否か等、電話での具体的なお問い合わせについては現時点ではお答えできませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】税務課 電話42-2111(内線216)